



「障害者控除対象者認定書」を交付します

所得申告の際に障害者控除が受けられるよう、介護保険の要介護認定者で、障がい者に準ずると認められる方に認定書を交付します。

申請できる方

65歳以上の方で要介護1以上の方(要介護認定申請中の方も申請できます)。
申請の必要がない方

- ・ 身体障害者手帳1級および2級の方、療育手帳Aをお持ちの方
- ・ 本人および扶養者が、非課税等で確定申告等をする必要がない方

・ 既に認定書をお持ちの方で認定区分等に変更がない方

申請方法

申請は随時受け付けます。高齢福祉課(市役所1階)または各支所地域振興課市民福祉係に備え付けの申請用紙に必要事項を記入の上、提出(郵送でも可能)してください。

調査を行い、認定書を交付します。
※令和2年分の申告に使用する場合は、12月までに認定申請を済ませてください。

※既に認定書をお持ちの方は、内容に変更がない場合、毎年の所得の申告に使用出来ます。ただし、障がいが軽減された方は、内容を審査し、認定書を返還していただくこともあります。

◎問い合わせ:

高齢福祉課長寿福祉係

☎(55)5114

Fax(22)1547

肢体不自由者来所相談会

日時 11月27日(金)

受付時間

午後1時～2時30分

場所 県庁北庁舎1階

福島県身体障がい者総合福祉センター
(福島市杉妻町2番16号)

相談内容

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談。
※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料 無料

申込期限 11月20日(金)

申込方法

事前に左記まで電話等でお申し込みください。

◎問い合わせ・申し込み:

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

Fax(22)1547

または各支所地域振興課市民福祉係

令和元年東日本台風

被災者生活再建支援金の申請期間が延長

令和元年東日本台風により住宅に被害(全壊・大規模半壊・半壊)を受けた世帯に、住宅の被害程度および再建方法により、基礎支援助金と加算支援助金を支給していますが、基礎支援助金の申請期限が1年延長になりました。

申請期限

・ 基礎支援助金

令和3年11月11日(木)

・ 加算支援助金

令和4年11月11日(金)

対象となる世帯

①住宅が「全壊」した世帯

②住宅が「大規模半壊」した世帯

世帯

③住宅が「半壊」し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

申請に必要な書類等

- ①罹災証明書
- ②預金通帳の写し
- ③住民票
- ④その他添付書類等

◎問い合わせ:

福祉課地域福祉係

☎(24)5063

Fax(22)1547



中小事業者に対する固定資産税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者に対して、令和3年度の固定資産税を減免します。

対象者

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の売上高が、前年同期間と比べて30%以上減少している中小事業者

減免の対象となる固定資産税 事業用家屋と設備等の償却資産に対する令和3年度の固定資産税

減免率

・ 売上高の減少率が30%以上50%未満の場合、2分の1
・ 売上高の減少率が50%以上の場合、全額

申請方法

認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書を、提出した書類一式とともに税務課(市役所1階)または各支所地域振興課に提出してください。

※申告書様式は、税務課および各支所地域振興課窓口で配布します。市ウェブサイトからもダウンロード出来ます。

※償却資産に対する減免を受ける場合には、別途令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。

申請期限

令和3年2月1日(月)

◎問い合わせ:

税務課資産税係

☎(55)5086

Fax(22)0790

**家庭で出たごみ、燃やして
いませんか？**

市内各地から、野焼きに関する苦情が寄せられています。「家庭のごみなどを庭先で燃やしている」といった内容のほか、稲刈り後の稲わらやもみ殻、枝葉を田畑で燃やしているケースもあります。これらの廃棄物全般において、野焼きは法律で禁止されており、罰則規定もあります。

社会慣習上の行事(どんど焼き等)などによる焼却が例外的に認められています。これらの場合も周辺に影響のないように行う必要があります。ごみは指定のごみ袋に入れて処分してください。

- 警察による野焼きの検挙事例
- ① 木くず約32kgを空き地で野焼き …… 罰金20万円
 - ② 竹など約16kgを畑で野焼き …… 罰金20万円

違法な不用品回収業者で処分していませんか？

「テレビなどの家電や家庭の不用品を無料で回収します」などといったチラシを配布して軽トラック等で巡回する業者が見受けられます。

家庭からの廃棄物を回収する正規の業者は、「一般廃棄物収集運搬業許可」を持っていますが、「無料回収」をうたう業者のほとんどは無許可業者です。「無料」と思つて頼んだら、高額な料金を請求された」といったトラブルが全国的に発生しています。

こうした業者が回収した家電製品が、適正に処分されないまま野積みになれ火災が発生したり、外国に輸出されて環境汚染の原因になっている例があります。

違法な不用品回収業者を利用せず、適正な処分をしましょう。

粗大ごみの処分方法

指定のごみ袋に入らないごみは粗大ごみとなり、ごみステーションには出せません。処分には次の2通り

りの方法により処分してください。

① もとみやクリーンセンターへの直接持ち込み

② 自宅への訪問引き取り
処理手数料

① 直接持ち込み…無料
※ただし、畳・ふとん・マットレスは有料で、10kg当たり130円

② 訪問引き取り…有料
1点当たり1350円

※4点以上は割り引きあり
収集日 毎月10日、25日

申込方法
訪問引き取りについては、収集日の10日前までに、左記へお申し込みください。

※テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機といった家電リサイクル法対象家電製品は、粗大ゴミとして処分できません。そのほか受け入れできない品目や処分方法については、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ…

生活環境課環境衛生係
☎(55)5103
Fax(22)4479
または各支所地域振興課

お宅の生活排水は、大丈夫ですか？

単独浄化槽や汲み取り便槽の場合、お風呂、流し台、洗面所の水はそのまま側溝へ流れ、においの原因になります。下水道が整備されている区域では下水道に、整備されていないところでは合併浄化槽にして、水環境を守りましょう。

◎問い合わせ…

上下水道課下水道管理係
☎(55)5138
Fax(62)1033

し尿処理施設からお願い

汲み取りトイレに、トイレットペーパー以外の物(タオル、マスク、紙おむつ、ビニール等)が入ってしまうと、処理施設の配管詰まりや機械の故障が発生し、し尿の受け入れが出来なくなりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◎問い合わせ…

安達地方広域行政組合
あだたら環境共生センター
☎(22)0958
Fax(22)2123



やすらぎの丘 二本松斎場

全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

有限会社 **丸又葬儀社**

本店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 ☎0243-22-5598
二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5

0120-03-5598